

会費規定

労働保険事務組合
千歳経営労務協会

1. 入会費 20,000円

- ・労働保険(雇用保険、労災保険)適用手続き費用
- ・経営者(役員、家族社員)の労災特別加入手続き費用

2. 会費(月額)

全従業員数 (社長・アルバイト等含む)	労働保険 適用事業所	労働保険・社会保険 適用事業所	労務顧問付きは別途協議
1～5名	4,000円	6,000円	
6～10名	5,500円	8,000円	
11～15名	7,000円	10,000円	
16～20名	8,000円	12,000円	
21名～30名	10,000円	15,000円	
31名～40名	12,000円	18,000円	
41名～50名	14,000円	21,000円	
50名以上	一人200円追加	一人300円	

3. 臨時会費及び特別事務費

- ・労災保険給付の請求手続き 3,000円/枚
- ・労働保険年度更新の事務 会費の1か月分
- ・社会保険の算定基礎の事務 会費の1か月分
- ・委託解除の事務 20,000円
- ・社会保険の新規適用手続き 40,000円
- ・助成金の申請 支給額の10%
- ・その他(就業規則、労使協定ほか) 別途協議

4. 徴収方法

会費の徴収は毎月11日に京都銀行各取引支店より自動引き落としとします。
ただし、事情により引き落としができない場合は、年間会費を3期に分けて銀行振込み(振込手数料会員負担)による前納とします。